



平成 21 年 11 月 13 日

各 位

会社名 日本フォームサービス株式会社
代表者の役職名 取締役社長 山下 岳 英
(JASDAQ コード番号 7 8 6 9)
問い合わせ先
取締役総務部長兼介護事業部担当 大海原 秀人
TEL 0 3 - 3 6 3 6 - 0 0 1 1

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年11月13日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成21年12月18日開催予定の第53回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

(1) 将来における業容の拡大と事業の多角化に対応するため、現行定款第 2 条の目的を追加するものであります。

(2) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」といいます。)の施行に伴い、現行定款に以下のとおり変更を行うものであります。

決済合理化法附則第6条の定めにより、当社は株券電子化の施行日(平成21年1月5日)において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされておりますので、当社現行定款第7条(株券の発行)を削除し、併せて株券に関する文言の削除及び修正を行うものであります。

「株券等の保管及び振替に関する法律」が廃止されたことに伴い、当社定款規定のうち、実質株主及び実質株主名簿に関する文言の削除及び修正を行うものであります。

その他、必要な規定及び文言の加除、修正等所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成21年12月18日(金曜日)
定款変更の効力発生日	平成21年12月18日(金曜日)

以 上

(別紙)

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的)</p> <p>第2条(条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>17. 不動産の賃貸・管理</p> <p>18. スタッカークレーン、ピッキングマシン (自動取り出し装置)、自動回転庫、自動仕 分装置等自動機械と移動棚、キャビネット 類の製造・据付及び販売</p> <p>19. 電気通信工事業</p> <p>20. データセンター事業にかかわる次の業務 コンピュータネットワークシステムの 管理・運営 インターネットを利用する情報システ ム及び通信ネットワークの運用に關す る受託 前各号に付帯する仕入販売 (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>21. 建築工事業請負</p> <p>22. 第一種貨物利用運送事業</p> <p>23. 前各号に付帯する一切の業務</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第7条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第8条 当社は、会社法第165条第2項の規定 により、取締役会の決議によって市場取 引等により自己の株式を取得することが できる。</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 (現行どおり)</p> <p>17. <u>障害者自立支援法による地域生活支援 事業</u></p> <p>18. (現行どおり)</p> <p>19. (現行どおり)</p> <p>20. (現行どおり)</p> <p>21. (現行どおり)</p> <p>22. <u>太陽光モジュールキットの製造販売と 設置</u></p> <p>23. <u>防爆電気機器の販売</u></p> <p>24. <u>再生可能エネルギーを利用した製品の 製造販売</u></p> <p>25. (現行どおり)</p> <p>26. (現行どおり)</p> <p>27. (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第7条 (現行どおり)</p>

<p>(単元株式数及び単元未満株券の不発行)</p> <p>第 9 条 当社の単元株式数は、1,000 株とする。</p> <p>2 <u>当社は、第 7 条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。但し、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第 10 条 当社の株主 (<u>実質株主を含む。以下同じ。</u>) は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 11 条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって定める。</p> <p>3 当社の株主名簿 (<u>実質株主名簿を含む。以下同じ。</u>) 新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>第 12 条 ~ 第 32 条 (条文省略)</p>	<p>(単元株式数)</p> <p>第 8 条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第 9 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 10 条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって定める。</p> <p>3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>第 11 条 ~ 第 31 条 (現行どおり)</p>
--	---

以 上